発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2023年12月18日
【発行者の名称】	株式会社アイダ設計 （Aida Sekkei Co.,Ltd.）
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　會田　貞光
【本店の所在の場所】	埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目286番地
【電話番号】	048-650-0222（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長　下口　崇
【担当Ｊ－Ａｄｖｉｓｅｒの名称】	フィリップ証券株式会社
【担当Ｊ－Ａｄｖｉｓｅｒの代表者の役職氏名】	代表取締役社長　永堀　真
【担当Ｊ－Ａｄｖｉｓｅｒの本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町４番２号
【担当Ｊ－Ａｄｖｉｓｅｒの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	03-3666-2101
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所　TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町７番１号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社アイダ設計 https://www.aidagroup.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

１　TOKYO PRO Market は、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Market の上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部　第３　４【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。

２　発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第１項第１号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。

３　TOKYO PRO Market における取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Market においては、J-Adviser が重要な役割を担います。TOKYO PRO Market の上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特

例」という。）に従って、各上場会社のために行動する J-Adviser を選任する必要があります。J-Adviser の役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられる TOKYO PRO Market に係る諸規則に留意する必要があります。

４　東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第１【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第２【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

（１）連結経営指標等

回次		第42期（中間）	第43期（中間）	第44期（中間）	第42期	第43期
会計期間		自　2021年 4月1日 至　2021年 9月30日	自　2022年 4月1日 至　2022年 9月30日	自　2023年 4月1日 至　2023年 9月30日	自　2021年 4月1日 至　2022年 3月31日	自　2022年 4月1日 至　2023年 3月31日
売上高	（百万円）	33,013	29,367	25,939	62,091	56,468
経常利益又は経常損失（△）	（百万円）	2,040	△655	△72	1,518	△1,784
親会社株主に帰属する 中間（当期）純利益又は親会社株主に帰属する中間（当期）純損失（△）	（百万円）	1,406	△296	958	844	△2,024
中間包括利益又は包括利益	（百万円）	1,410	△285	994	865	△2,010
純資産額	（百万円）	14,108	12,787	12,057	13,563	11,063
総資産額	（百万円）	55,119	62,593	68,951	59,541	66,955
１株当たり純資産額	（円）	373.80	347.84	327.98	359.36	300.93
１株当たり中間（当期）純利益又は １株当たり中間（当期）純損失（△）	（円）	37.25	△7.98	26.08	22.37	△54.75
潜在株式調整後１株当たり 中間（当期）純利益	（円）	―	―	―	―	―
自己資本比率	（%）	25.6	20.4	17.5	22.8	16.5
自己資本利益率	（%）	10.7	―	8.3	6.6	―
株価収益率	（%）	9.4	―	13.3	15.6	―
営業活動によるキャッシュ・フロー	（百万円）	5,459	△6,584	△9,961	3,885	△17,929
投資活動によるキャッシュ・フロー	（百万円）	△157	△473	4,686	△636	△668
財務活動によるキャッシュ・フロー	（百万円）	△3,433	3,941	637	1,104	11,098
現金及び現金同等物の 中間期末（期末）残高	（百万円）	13,280	12,683	3,664	15,785	8,290
従業員数 （外、平均臨時雇用者数）	（人）	1,140 (41)	1,179 (34)	1,241 (34)	1,121 (37)	1,181 (34)

（注）１．第42期中間期、第42期及び第44期中間期の潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。第43期中間期及び第43期の潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益については、１株当たり中間（当期）純損失であり、また、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

２．第43期中間期及び第43期の自己資本利益率については、親会社株主に帰属する中間（当期）純損失を計上しているため、記載しておりません。

3．第43期中間期及び第43期の株価収益率については、親会社株主に帰属する中間（当期）純損失を計上しているため、記載しておりません。
4．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員（1日8時間換算）を（ ）内に外数で記載しております。
5．連結財務諸表及び中間連結財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、四谷監査法人の監査及び中間監査を受けております。

（2）発行会社の経営指標等

回次		第42期（中間）	第43期（中間）	第44期（中間）	第42期	第43期
会計期間		自 2021年4月1日 至 2021年9月30日	自 2022年4月1日 至 2022年9月30日	自 2023年4月1日 至 2023年9月30日	自 2021年4月1日 至 2022年3月31日	自 2022年4月1日 至 2023年3月31日
1株当たり配当額 （1株当たり中間配当額）	(円)	―	―	―	4 (―)	― (―)
配当性向	(%)	―	―	―	17.1	―

(注) 第43期の配当性向については、無配のため、記載しておりません。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及びその関係会社）が営む事業の内容について重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

（1）連結会社の状況

2023年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
分譲事業	1,160（26）
注文事業	
その他	
全社（共通）	81 （8）
合計	1,241（34）

(注) 1．当社グループでは同一の従業員が複数の事業に従事しております。
2．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当中間連結会計期間の平均人員（1日8時間換算）を（ ）内に外数で記載しております。
3．臨時従業員には、パートタイマーの従業員を含み、派遣社員を除いております。
4．全社（共通）として記載されている従業員数は、主に管理部門などに所属しているものであります。

（2）発行者の状況

2023年9月30日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
1,167（34）	41.4	7.9	5,061

セグメントの名称	従業員数（人）
分譲事業	1,090（26）
注文事業	
その他	
全社（共通）	77 （8）
合計	1,167（34）

（注）1．当社では同一の従業員が複数の事業に従事しております。
2．従業員数は、当社から他社への出向者を除いた就業人員数であります。
3．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当中間会計期間の平均人員（1日8時間換算）を（ ）内に外数で記載しております。
4．臨時従業員には、パートタイマーの従業員を含み、派遣社員を除いております。
5．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
6．全社（共通）として記載されている従業員数は、主に管理部門などに所属しているものであります。

（3）労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第３【事業の状況】

１【業績等の概要】

（１）業績

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が変更となったことから、経済活動の正常化が進み、国内景気は緩やかに持ち直しの動きがみられました。一方で、円安や物価高による個人消費の落ち込みや海外経済の減速による景気の下振れが懸念材料となり、先行き不透明な状況が続いております。

当社グループの属する住宅業界におきましては、新設住宅着工戸数には一定の堅調さがあるものの、持家及び分譲一戸建住宅の着工戸数は減少傾向にあります。また、住宅ローンの変動金利については、現時点では低水準を維持しておりますが、今後の動向を注視する必要があります。

このような事業環境の中、当社グループにおきましては、2023年９月30日現在、全国90店舗体制で営業販売活動に注力しております。土地の仕入れから測量・設計・施工・アフターサービスまで、自社一貫体制によるメリットを活かし、高品質な住宅をお求めやすい価格帯で提供できるよう日々尽力しております。売上高については、前期を下回る推移となっておりますが、注文事業において前期より実施してきた価格改定により、利益率については改善基調となっております。また、経営資源の有効活用及び財務体質の強化を図るため、固定資産を譲渡したことで、特別利益として固定資産売却益を1,277百万円計上しております。

この結果、当中間連結会計期間の売上高は25,939百万円（前年同期比11.7％減）、営業利益は164百万円（前年同期は営業損失434百万円）、経常損失は72百万円（前年同期は経常損失655百万円）、親会社株主に帰属する中間純利益は958百万円（前年同期は親会社株主に帰属する中間純損失296百万円）となりました。

（分譲事業）

分譲事業では、昨年度低水準となっていた完成在庫を適正に増加させながら、販売に注力いたしました。2023年８月にはこれまで以上に廉価な新仕様「IRODORI LIGHT」を発売し、新規住宅取得層へのアプローチを強化しております。しかしながら、競合他社において在庫圧縮の動きが進み、価格競争が激化したことなどから、原価の上昇分を販売価格へ転嫁しきれなかったことで収益に影響が及びました。

この結果、当中間連結会計期間における分譲事業の売上高は、13,523百万円（前年同期比1.2％減）、セグメント利益は750百万円（前年同期比34.5％減）となりました。

（注文事業）

注文事業では、前期より実施してきた価格改定により販売単価が上昇し、原材料価格の急激な高騰がひと段落したことから、受注後に見積り以上の原価高騰が生じていた前期と比較して、利益率が改善いたしました。また、新商品として、価格を抑えて建築可能な規格住宅「BRAVO minimal」を発売開始しております。

この結果、当中間連結会計期間における注文事業の売上高は、10,945百万円（前年同期比22.2％減）、セグメント利益は521百万円（前年同期はセグメント損失476百万円）となりました。

（その他）

その他においては、プレカット事業、不動産仲介事業などを行ってまいりました。

この結果、当中間連結会計期間におけるその他の売上高は1,469百万円（前年同期比9.1％減）、セグメント利益は76百万円（前年同期比53.4％減）となりました。

（2）キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は3,664百万円（前連結会計年度末比4,625百万円減少）となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フローの状況）

営業活動による資金の減少は、9,961百万円（前年同期は6,584百万円の減少）となりました。これは主に、棚卸資産の増加額10,828百万円によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フローの状況）

投資活動による資金の増加は、4,686百万円（前年同期は473百万円の減少）となりました。これは主に、定期預金の払戻による収入が2,823百万円、有形固定資産の売却による収入が2,510百万円あったことによるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フローの状況）

財務活動による資金の増加は、637百万円（前年同期は3,941百万円の増加）となりました。これは主に、長期借入れによる収入が5,317百万円あった一方、長期借入金の返済による支出が4,930百万円あったことによるものです。

2【生産、受注及び販売の状況】

（1）生産実績

当中間連結会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当中間連結会計期間 （自　2023年４月１日 至　2023年９月30日）		
	件数	生産高（百万円）	前年同期比（%）
分譲事業	672	17,914	172.0
注文事業	581	10,266	84.2
合計	1,253	28,181	124.7

（注）１．その他については、生産活動を行うものでないため記載しておりません。

２．金額は、販売価格により表示しております。

３．件数欄においては棟数を表示しております。

（2）受注実績

当中間連結会計期間における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当中間連結会計期間 （自　2023年４月１日 至　2023年９月30日）					
	件数	受注高 （百万円）	前年同期比 （%）	件数	受注残高 （百万円）	前年同期比 （%）
分譲事業	544	13,738	94.1	256	6,980	76.7
注文事業	300	6,730	50.8	1,052	20,947	69.6
合計	844	20,468	73.5	1,308	27,927	71.2

（注）１．その他については、事業の性質上記載しておりません。

２．金額は、販売価格により表示しております。

３．件数欄においては棟数を表示しております。

（3）販売実績

当中間連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当中間連結会計期間 （自　2023年４月１日 至　2023年９月30日）		
	件数	販売高（百万円）	前年同期比 （%）
分譲事業	536	13,523	98.8
注文事業	574	10,945	77.8
その他	－	1,469	90.9
合計	1,110	25,939	88.3

（注）１．件数欄においては棟数を表示しております。

２．主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、その割合が 100 分の 10 以上に該当する相手先がないため、記載を省略しております。

３【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はありません。

４【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、本発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は2023年６月29日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありませんが、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

＜担当J-Adviserとの契約について＞

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場企業です。当社では、フィリップ証券株式会社を担当J-Adviserに指定することについての取締役会決議に基づき、2020年８月31日にフィリップ証券株式会社との間で、担当J-Adviser契約（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

＜J-Adviser契約解除に関する条項＞

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券株式会社（以下「乙」という。）はJ-Adviser契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、１年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して１年を経過する日（当該１年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該１年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該１年を経過した日から起算して１年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、２年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して２年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して１年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該１年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める１年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のａ及び、ｂに定める書類に基づき行う。

ａ　次の（ａ）又は（ｂ）の場合の区分に従い、当該（ａ）又は（ｂ）に規定する書面

（ａ）法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

（ｂ）私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

ｂ　本号但し書に定める１年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合。

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまで

に掲げる場合、その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

ａ　甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

ｂ　甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合

甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

ｃ　甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る。）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のａないしｃの全てに該当するものをいう。

ａ　次の（ａ）又は（ｂ）に定める場合に従い、当該（ａ）又は（ｂ）に定める事項に該当すること。

（ａ）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

（ｂ）甲が前号ｃに規定する合意を行った場合
当該再建計画が、前号ｃに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

ｂ　当該再建計画に次の（ａ）及び（ｂ）に掲げる事項が記載されていること。

（ａ）当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

（ｂ）前ａの（ａ）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（ｂ）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

ｃ　当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

ａ　甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（ａ）又は（ｂ）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する。）の日

（ａ）TOKYO PRO Market の上場株券等

（ｂ）上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合、当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

ｂ　甲が、前ａに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

ｃ　甲が、前ａ及び前ｂに規定する事由以外の事由により解散する場合（③ｂの規定の適用を受ける場合を除く。）

は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（ⅰ 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ⅱ 非上場会社を子会社化する株式交付、ⅲ 会社分割による非上場会社からの事業の承継、ⅳ 非上場会社からの事業の譲受け、ⅴ 会社分割による他の者への事業の承継、ⅵ 他の者への事業の譲渡、ⅶ 非上場会社との業務上の提携、ⅷ 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ⅸ その他非上場会社の吸収合併又はこれらⅰからⅷまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次のａ又はｂに該当する場合

ａ　甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

ｂ　甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を株式会社東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次のａからｇまでのいずれかに掲げる行為を行なっていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

ａ　買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

ｂ　ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。

ｃ　拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。

ｄ　上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任そ

の他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

e　上場株券等より議決権の多い株式(取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。

f　議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。

g　株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketに対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは株式会社東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

＜J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項＞

①いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り１ヶ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。

②前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、１ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。

③契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を株式会社東京証券取引所に通知しなければならない。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当中間連結会計期間末現在において当社グループが判断したものであります。

（1）重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

（2）財政状態の分析

(流動資産)

当中間連結会計期間末における流動資産の残高は55,740百万円で、前連結会計年度末に比べ3,354百万円増加しております。現金及び預金の減少6,168百万円、販売用不動産の増加7,319百万円、仕掛販売用不動産の増加3,470百万円が主な変動要因であります。

（固定資産）

当中間連結会計期間末における固定資産の残高は13,211百万円で、前連結会計年度末に比べ1,358百万円減少しております。有形固定資産の土地の減少1,257百万円が主な変動要因であります。

（流動負債）

当中間連結会計期間末における流動負債の残高は38,027百万円で、前連結会計年度末に比べ4,442百万円増加しております。短期借入金の増加1,393百万円、1年内返済予定の長期借入金の増加3,642百万円が主な変動要因であります。

（固定負債）

当中間連結会計期間末における固定負債の残高は18,867百万円で、前連結会計年度末に比べ3,440百万円減少しております。長期借入金の減少3,215百万円が主な変動要因であります。

（純資産）

当中間連結会計期間末における純資産の残高は12,057百万円で、前連結会計年度末に比べ994百万円増加しております。利益剰余金の増加958百万円が主な変動要因であります。

（3）経営成績の分析

「1【業績等の概要】　（1）業績」に記載のとおりであります。

（4）キャッシュ・フローの分析

「1【業績等の概要】　（2）キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

（1）発行者

当中間連結会計期間において、次の設備を売却しております。

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (名)
			建物及び構築物	土地 (面積㎡)	その他	合計	
大宮桜木ビル第一 (埼玉県さいたま市大宮区)	その他	賃貸施設	－	530 (221.32)	－	530	－
大宮桜木ビル第二 (埼玉県さいたま市大宮区)	その他	賃貸施設	－	622 (220.67)	－	622	－

2【設備の新設、除却等の計画】

前連結会計年度末において、計画中または実施中の重要な設備の新設、除却等はありません。また、当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第５【発行者の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数（株）	未発行株式数（株）	中間連結会計期間末現在発行数（株）（2023年9月30日）	公表日現在発行数（株）（2023年12月18日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	76,800,000	39,057,300	37,742,700	37,742,700	東京証券取引所（TOKYO PRO Market）	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	76,800,000	39,057,300	37,742,700	37,742,700	―	―

（２）【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

（３）【ＭＳＣＢ等の行使状況等】

該当事項はありません。

（４）【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

（５）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（百万円）	資本金残高（百万円）	資本準備金増減額（百万円）	資本準備金残高（百万円）
2023年４月１日～2023年９月30日	―	37,742,700	―	216	―	352

（6）【大株主の状況】

2023年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株式数の割合（%）
會田　貞光	埼玉県さいたま市北区	21,422,800	58.27
㈱光大史	埼玉県さいたま市大宮区宮町３丁目50番１	11,390,300	30.98
會田　大輔	埼玉県さいたま市大宮区	1,212,400	3.29
アイダ設計社員持株会	埼玉県さいたま市大宮区桜木町２丁目286番地	1,090,617	2.96
尾島　努	千葉県松戸市	377,900	1.02
會田　悠翔	埼玉県さいたま市北区	245,000	0.66
會田　翼麻	埼玉県さいたま市北区	245,000	0.66
吉澄　満子	埼玉県久喜市	114,600	0.31
時田　清一郎	千葉県市原市	81,800	0.22
関根　崇	埼玉県さいたま市北区	50,000	0.13
千井野　梨絵	埼玉県さいたま市西区	50,000	0.13
計	－	36,280,417	98.69

（注）１．当社が保有する自己株式数981,240株については、上記の表及び持分比率の計算より除いております。

２．株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第３位を切り捨てております。

（7）【議決権の状況】

①　【発行済株式】

2023年9月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	－	－	－
議決権制限株式（自己株式等）	－	－	－
議決権制限株式（その他）	－	－	－
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 981,200	－	－
完全議決権株式（その他）	普通株式 36,761,000	367,610	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 500	－	－
発行済株式総数	37,742,700	－	－
総株主の議決権	－	367,610	－

（注）「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式40株が含まれております。

② 【自己株式等】

2023年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
（自己保有株式） ㈱アイダ設計	埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目286番地	981,200	－	981,200	2.59
計	－	981,200	－	981,200	2.59

（注）発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を切り捨てております。

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2023年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高（円）	－	346	346	346	346	346
最低（円）	－	346	346	346	346	346

（注）最高、最低株価は、東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおけるものであります。

3 【役員の状況】

前連結会計年度の発行者情報公表日後、本発行者情報公表日までにおいて、役員の異動はありません。

第６【経理の状況】

１　中間連結財務諸表の作成方法について

（１）当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成 11 年大蔵省令第 24 号）に基づいて作成しております。

（２）当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第 116 条第３項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

２　監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 128 条第３項の規定に基づき、当中間連結会計期間（2023 年４月１日から 2023 年９月 30 日まで）の中間連結財務諸表について、四谷監査法人により中間監査を受けております。

1【中間連結財務諸表等】

（1）【中間連結財務諸表】

①【中間連結貸借対照表】

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （2023年3月31日）		当中間連結会計期間 （2023年9月30日）	
資産の部				
流動資産				
現金及び預金		15,020		8,852
受取手形、営業未収入金及び契約資産		1,190		1,048
有価証券	※2	532		－
販売用不動産	※2	6,467	※2	13,787
仕掛販売用不動産	※2	26,827	※2	30,298
未成工事支出金	※3	132	※3	288
原材料及び貯蔵品		253		178
その他		1,963		1,288
貸倒引当金		△1		△0
流動資産合計		52,385		55,740
固定資産				
有形固定資産				
建物及び構築物（純額）	※2	3,204	※2	3,046
土地	※2	8,956	※2	7,698
その他（純額）		458		398
有形固定資産合計	※1	12,619	※1	11,143
無形固定資産				
その他		43		37
無形固定資産合計		43		37
投資その他の資産				
その他	※2	2,130	※2	2,249
貸倒引当金		△223		△218
投資その他の資産合計		1,906		2,030
固定資産合計		14,570		13,211
資産合計		66,955		68,951

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （2023年3月31日）		当中間連結会計期間 （2023年9月30日）	
負債の部				
流動負債				
買掛金		6,768		7,002
電子記録債務		―		289
短期借入金	※2、4	15,278	※2、4	16,671
1年内償還予定の社債		1,637		880
1年内返済予定の長期借入金	※2	4,655	※2	8,298
未払法人税等		45		258
契約負債		3,671		3,034
賞与引当金		134		104
工事損失引当金		76		34
訴訟損失引当金		2		2
資産除去債務		―		4
その他		1,314		1,447
流動負債合計		33,584		38,027
固定負債				
社債		1,632		1,221
長期借入金	※2	20,105	※2	16,890
繰延税金負債		6		19
完成工事補償引当金		245		245
関係会社清算損失引当金		92		77
資産除去債務		77		72
その他		147		339
固定負債合計		22,308		18,867
負債合計		55,892		56,894
純資産の部				
株主資本				
資本金		216		216
資本剰余金		352		352
利益剰余金		10,763		11,722
自己株式		△339		△339
株主資本合計		10,992		11,951
その他の包括利益累計額				
その他有価証券評価差額金		33		54
為替換算調整勘定		36		51
その他の包括利益累計額合計		70		105
純資産合計		11,063		12,057
負債純資産合計		66,955		68,951

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

（単位：百万円）

	前中間連結会計期間 （自　2022年４月１日 至　2022年９月30日）		当中間連結会計期間 （自　2023年４月１日 至　2023年９月30日）	
売上高		29,367		25,939
売上原価	※１	24,336	※１	20,681
売上総利益		5,031		5,257
販売費及び一般管理費				
広告宣伝費		943		870
販売手数料		619		436
給料及び賞与		1,916		1,919
賞与引当金繰入額		67		24
その他		1,919		1,842
販売費及び一般管理費合計		5,465		5,093
営業利益又は営業損失（△）		△434		164
営業外収益				
受取利息		3		1
受取配当金		5		5
紹介料収入		100		86
違約金収入		11		16
その他		35		38
営業外収益合計		155		149
営業外費用				
支払利息		279		366
融資手数料		93		15
その他		3		3
営業外費用合計		376		386
経常損失（△）		△655		△72
特別利益				
固定資産売却益	※２	0	※２	1,277
解体費用等引当金戻入益	※３	209		－
特別利益合計		209		1,277
特別損失				
固定資産除却損	※４	0	※４	0
減損損失		－	※５	17
特別損失合計		0		17
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失（△）		△445		1,187
法人税等	※６	△148	※６	228
中間純利益又は中間純損失（△）		△296		958
親会社株主に帰属する中間純利益又は親会社株主に帰属する中間純損失（△）		△296		958

【中間連結包括利益計算書】

（単位：百万円）

	前中間連結会計期間 （自　2022年４月１日 至　2022年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2023年４月１日 至　2023年９月30日）
中間純利益又は中間純損失（△）	△296	958
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△2	20
為替換算調整勘定	13	15
その他の包括利益合計	11	35
中間包括利益	△285	994
（内訳）		
親会社株主に係る中間包括利益	△285	994

③【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自　2022年4月1日　至　2022年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	216	352	12,938	－	13,507
当中間期変動額					
剰余金の配当	－	－	△150	－	△150
親会社株主に帰属する中間純損失（△）	－	－	△296	－	△296
自己株式の取得	－	－	－	△339	△339
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	－	－	－	－	－
当中間期変動額合計	－	－	△447	△339	△786
当中間期末残高	216	352	12,490	△339	12,720

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	21	34	56	13,563
当中間期変動額				
剰余金の配当	－	－	－	△150
親会社株主に帰属する中間純損失（△）	－	－	－	△296
自己株式の取得	－	－	－	△339
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△2	13	11	11
当中間期変動額合計	△2	13	11	△775
当中間期末残高	18	48	67	12,787

当中間連結会計期間（自　2023年４月１日　至　2023年９月30日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	216	352	10,763	△339	10,992
当中間期変動額					
親会社株主に帰属する中間純利益	－	－	958	－	958
自己株式の取得	－	－	－	△0	△0
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	－	－	－	－	－
当中間期変動額合計	－	－	958	△0	958
当中間期末残高	216	352	11,722	△339	11,951

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	33	36	70	11,063
当中間期変動額				
親会社株主に帰属する中間純利益	－	－	－	958
自己株式の取得	－	－	－	△0
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	20	15	35	35
当中間期変動額合計	20	15	35	994
当中間期末残高	54	51	105	12,057

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：百万円）

	前中間連結会計期間 （自　2022年４月１日 至　2022年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2023年４月１日 至　2023年９月30日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失（△）	△445	1,187
減価償却費	257	232
減損損失	－	17
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△5	△5
賞与引当金の増減額（△は減少）	△41	△29
工事損失引当金の増減額（△は減少）	54	△41
完成工事補償引当金の増減額（△は減少）	△16	△0
解体費用等引当金の増減額（△は減少）	△232	－
関係会社清算損失引当金の増減額（△は減少）	△9	△14
受取利息及び受取配当金	△8	△6
支払利息	279	366
固定資産売却損益（△は益）	△0	△1,277
固定資産除却損	0	0
売上債権の増減額（△は増加）	△156	141
棚卸資産の増減額（△は増加）	△5,312	△10,828
仕入債務の増減額（△は減少）	726	523
契約負債の増減額（△は減少）	△170	△638
その他	△613	783
小計	△5,696	△9,589
利息及び配当金の受取額	7	6
利息の支払額	△285	△364
法人税等の支払額	△611	△13
営業活動によるキャッシュ・フロー	△6,584	△9,961
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△599	△603
定期預金の払戻による収入	318	2,823
有形固定資産の取得による支出	△118	△43
有形固定資産の売却による収入	0	2,510
その他	△73	△0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△473	4,686

（単位：百万円）

	前中間連結会計期間 （自　2022年４月１日 至　2022年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2023年４月１日 至　2023年９月30日）
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	2,539	1,432
長期借入れによる収入	7,842	5,317
長期借入金の返済による支出	△5,493	△4,930
社債の償還による支出	△442	△1,167
リース債務の返済による支出	△13	△13
自己株式の取得による支出	△339	△0
配当金の支払額	△150	－
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,941	637
現金及び現金同等物に係る換算差額	14	11
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△3,102	△4,625
現金及び現金同等物の期首残高	15,785	8,290
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 12,683	※ 3,664

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

１．連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数

２社

連結子会社の名称

愛誼達建築設計（上海）有限公司

AIDA HOME DESIGN PHILIPPINES, INC.

２．持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

３．連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は、いずれも６月 30 日であります。

中間連結財務諸表の作成にあたっては、中間連結決算日現在で実施した仮決算に基づく中間財務諸表を基礎としております。

４．会計方針に関する事項

（１）重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

a 満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)

b その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定)

市場価格のない株式等

総平均法による原価法

② 棚卸資産

a 販売用不動産、仕掛販売用不動産、未成工事支出金

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

b 原材料

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

c 貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

（２）重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998 年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに 2016 年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物　　７～50 年

機械装置及び運搬具　　６～15 年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、ソフトウエア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

（３）重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

営業未収入金等債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当中間連結会計期間負担額を計上しております。

③ 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、損失の発生が見込まれるものについて、その損失見込額を計上しております。

④ 訴訟損失引当金

係争中の訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失見積額を計上しております。

⑤ 完成工事補償引当金

補償工事による費用に備えるため、実績率により補償見積額を計上しております。

⑥ 関係会社清算損失引当金

子会社の AIDA HOME DESIGN PHILIPPINES, INC.の清算に伴う損失に備えるため、損失見込額を計上しております。

（４）重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、主要な事業として分譲事業、注文事業を行っており、これらの事業から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

・分譲事業

分譲事業においては、戸建分譲及び土地分譲を行っており、顧客との不動産販売契約に基づき物件の引渡しを行う義務を負っております。当該履行義務は物件が引き渡される一時点で充足されると判断し、当該引渡し時点において収益を認識しております。

・注文事業

注文事業においては、主に戸建住宅の建築請負工事を行っており、顧客との請負工事契約に基づき、建築工事を行う義務を負っております。当該履行義務は工事の進捗に応じて充足されると判断し、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、主として発生原価に基づくインプット法によっております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

（５）重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産、負債、収益及び費用は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

（６）中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

（表示方法の変更）

（中間連結損益計算書）

前中間連結会計期間において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「違約金収入」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当中間連結会計期間より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前中間連結会計期間の中間連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前中間連結会計期間の中間連結損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた46百万円は、「違約金収入」11百万円、「その他」35百万円として組み替えております。

（追加情報）

借入金のうち9,728百万円（１年内返済予定の長期借入金を含む）には、当社グループの財政状態、経営成績に係る財務制限条項が付されております。

（中間連結貸借対照表関係）

※１．有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 （2023年３月31日）	当中間連結会計期間 （2023年９月30日）
有形固定資産の減価償却累計額	4,564百万円	4,545百万円

※２．担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は以下のとおりであります。

担保に供している資産

	前連結会計年度 （2023年３月31日）	当中間連結会計期間 （2023年９月30日）
販売用不動産	2,576百万円	5,448百万円
仕掛販売用不動産	20,776百万円	21,607百万円
建物及び構築物	1,935百万円	1,852百万円
土地	6,529百万円	5,276百万円
投資有価証券	94百万円	110百万円
計	31,914百万円	34,295百万円

担保付債務

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当中間連結会計期間 (2023年9月30日)
短期借入金	15,278百万円	16,671百万円
長期借入金	20,105百万円	16,890百万円
1年内返済予定の長期借入金	4,655百万円	8,298百万円
計	40,040百万円	41,860百万円

上記のほか、住宅瑕疵担保履行法に基づく住宅販売瑕疵担保保証金として以下の資産を供託しております。

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当中間連結会計期間 (2023年9月30日)
有価証券	532百万円	－百万円
投資その他の資産　その他	413百万円	950百万円
計	946百万円	950百万円

※3．損失が見込まれる工事契約に係る棚卸資産と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。損失の発生が見込まれる工事契約に係る棚卸資産のうち、工事損失引当金に対応する額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当中間連結会計期間 (2023年9月30日)
未成工事支出金	38百万円	174百万円

※4．当社は資金調達の効率的な調整を行うため取引銀行18行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

中間連結会計期間末におけるこれらの契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当中間連結会計期間 (2023年9月30日)
当座貸越極度額 及び貸出コミットメントの総額	11,969百万円	13,446百万円
借入実行残高	8,297百万円	10,257百万円
差引額	3,671百万円	3,189百万円

５．偶発債務

住宅購入者のつなぎ融資に対して、次のとおり債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (2023年３月31日)	当中間連結会計期間 (2023年９月30日)
住宅購入者	1,016百万円	352百万円

(中間連結損益計算書関係)

※１．通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自　2022年４月１日 至　2022年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2023年４月１日 至　2023年９月30日)
売上原価	12百万円	55百万円

※２．固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自　2022年４月１日 至　2022年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2023年４月１日 至　2023年９月30日)
建物及び構築物	－	365百万円
機械装置及び運搬具	0百万円	0百万円
土地	－	912百万円
計	0百万円	1,277百万円

同一物件の売却により発生した売却益と売却損は相殺し、固定資産売却益として表示しております。

※３．解体費用等引当金戻入益

前中間連結会計期間（自　2022年４月１日　　至　2022年９月30日）

賃貸用建物の解体計画が中止となったため、当該引当金の戻入を行っております。

当中間連結会計期間（自　2023年４月１日　　至　2023年９月30日）

該当事項はありません。

※４．固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自　2022年４月１日 至　2022年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2023年４月１日 至　2023年９月30日)
建物及び構築物	0百万円	－
機械装置及び運搬具	0百万円	0百万円
その他	0百万円	0百万円
計	0百万円	0百万円

※５．減損損失

前中間連結会計期間（自　2022年４月１日　　至　2022年９月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自　2023年４月１日　　至　2023年９月30日）

当中間連結会計期間において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類
伊奈ビル（埼玉県北足立郡伊奈町）	事業資産	土地及び建物

当社グループは資産の用途により事業用資産、賃貸用資産及び遊休資産に分類しております。

グルーピングは物件単位ごとに行っており、保有目的の変更、時価の下落、収益性の低下、建替えの決定等により、時価又は将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回ることとなった資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

その内訳は土地９百万円、建物７百万円であります。

なお、当資産の回収可能価額は正味売却価額により測定しており主に処分見込価額により評価しております。

※６．中間連結会計期間における税金費用については、簡便法により計算しているため、法人税等調整額は「法人税等」に含めて表示しております。

（中間連結株主資本等変動計算書関係）

前中間連結会計期間（自　2022年４月１日　至　2022年９月30日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式（株）	37,742,700	－	－	37,742,700

２．自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式（株）	－	980,300	－	980,300

（変動事由の概要）

2022年６月16日の取締役会決議による自己株式の取得　　980,300 株

３．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

４．配当に関する事項

（１）配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年６月28日定時株主総会	普通株式	150	4	2022年３月31日	2022年６月29日

（２）基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間後となるもの

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自　2023年４月１日　　至　2023年９月30日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式（株）	37,742,700	－	－	37,742,700

２．自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式（株）	980,479	761	－	981,240

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取りによる増加　　761株

３．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

４．配当に関する事項

（１）配当金支払額

無配のため、該当事項はありません。

（２）基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間後となるもの

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 （自　2022年４月１日 至　2022年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2023年４月１日 至　2023年９月30日）
現金及び預金	19,454百万円	8,852百万円
預入期間が３ヶ月を超える定期預金	△6,771百万円	△5,187百万円
現金及び現金同等物	12,683百万円	3,664百万円

（リース取引関係）

前中間連結会計期間（自　2022年４月１日　　至　2022年９月30日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自　2023年４月１日　　至　2023年９月30日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（金融商品関係）

１．金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等は、次表に含まれておりません（（注）を参照ください。）。また、「現金及び預金」「受取手形、営業未収入金及び契約資産」「買掛金」「電子記録債務」「短期借入金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

前連結会計年度（2023年３月31日）

	連結貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
(1) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	532	534	1
② その他有価証券	140	140	－
資産計	673	674	1
(1) 社債（*1）	3,269	3,266	△3
(2) 長期借入金（*2）	24,761	24,709	△52
負債計	28,031	27,976	△55

(*1) １年内償還予定の社債を含んでおります。

(*2) １年内返済予定額を含んでおります。

当中間連結会計期間（2023年９月30日）

	中間連結貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
(1) 投資有価証券			
① その他有価証券	170	170	－
資産計	170	170	－
(1) 社債（*1）	2,101	2,090	△11
(2) 長期借入金（*2）	25,188	25,134	△53
負債計	27,290	27,224	△65

(*1) １年内償還予定の社債を含んでおります。

(*2) １年内返済予定額を含んでおります。

（注）１.市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」に含まれておりません。当該金融商品の中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）は以下のとおりであります。

区分	前連結会計年度（百万円）	当中間連結会計期間（百万円）
非上場株式	58	58

（注）２.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

２．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（１）時価で中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上している金融商品

前連結会計年度（2023年３月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	140	－	－	140
資産計	140	－	－	140

当中間連結会計期間（2023年９月30日）

区分	時価（百万円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	170	－	－	170
資産計	170	－	－	170

（2）時価で中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2023年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	534	－	－	534
資産計	534	－	－	534
社債	－	3,266	－	3,266
長期借入金	－	24,709	－	24,709
負債計	－	27,976	－	27,976

当中間連結会計期間（2023年9月30日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	－	2,090	－	2,090
長期借入金	－	25,134	－	25,134
負債計	－	27,224	－	27,224

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式及び国債は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び国債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

社債

社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

１．満期保有目的の債券

前連結会計年度（2023年３月31日）

区分	連結貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	532	534	1
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	－	－	－
合計	532	534	1

当中間連結会計期間（2023年９月30日）

該当事項はありません。

２．その他有価証券

前連結会計年度（2023年３月31日）

区分	連結貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 株式	140	92	47
小計	140	92	47
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	－	－	－
小計	－	－	－
合計	140	92	47

当中間連結会計期間（2023年９月30日）

区分	中間連結貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 株式	170	93	76
小計	170	93	76
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	－	－	－
小計	－	－	－
合計	170	93	76

（資産除去債務関係）

前連結会計年度（自　2022年４月１日　至　2023年３月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自　2023年４月１日　至　2023年９月30日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（賃貸等不動産関係）

賃貸等不動産の中間連結（連結）貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

		前連結会計年度 （自　2022年４月１日 至　2023年３月31日）	当中間連結会計期間 （自　2023年４月１日 至　2023年９月30日）
中間連結（連結）貸借対照表計上額	期首残高	1,396	2,514
	期中増減額	1,118	△1,162
	中間期末（期末）残高	2,514	1,351
中間期末（期末）時価		2,682	1,324

（注）１．中間連結（連結）貸借対照表計上額は取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

２．期中増減額のうち、前連結会計年度の主な増加は、自社使用から賃貸用への用途変更1,153百万円であります。
当中間連結会計期間の主な減少は、賃貸用の不動産の売却1,153百万円であります。

３．中間期末（期末）の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については固定資産税評価額に基づいて自社で算定した金額であります。ただし、直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

（収益認識関係）

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりです。

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「（中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）４．会計方針に関する事項（４）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間連結会計期間末において存在する顧客との契約から当中間連結会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

（1）契約資産及び契約負債の残高等

（単位:百万円）

	前連結会計年度		当中間連結会計期間	
	期首残高	期末残高	期首残高	中間期末残高
顧客との契約から生じた債権	349	349	349	297
契約資産	1,010	840	840	751
契約負債	4,656	3,671	3,671	3,034

前中間連結会計期間に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は3,733百万円であります。また、前連結会計年度において、契約負債が985百万円減少した主な理由は、注文住宅の請負工事契約の受注減少によるものです。

当中間連結会計期間に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は2,960百万円であります。また、当中間連結会計期間において、契約負債が637百万円減少した主な理由は、注文住宅の請負工事契約の受注減少によるものです。

（2）残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記については、当初に予想される個別の契約が１年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

１．報告セグメントの概要

（1）報告セグメントの決定方法

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは主に分譲事業及び注文事業を行っており、取り扱う製品について国内の包括的な戦略を立案し、製品別に事業活動を展開しております。従いまして当社グループは、「分譲事業」、「注文事業」の２つを報告セグメントとしております。

（2）各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「分譲事業」は、戸建分譲及び土地分譲を行っております。「注文事業」は、戸建住宅等の建築請負工事を行っております。

２．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

３．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報

前中間連結会計期間（自　2022年４月１日　至　2022年９月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他（注）１	合計	調整額（注）２	中間連結財務諸表計上額（注）３
	分譲事業	注文事業	計				
売上高							
一時点で移転される財	13,681	－	13,681	1,526	15,207	－	15,207
一定の期間にわたり移転される財	－	14,070	14,070	－	14,070	－	14,070
顧客との契約から生じる収益	13,681	14,070	27,751	1,526	29,277	－	29,277
その他の収益	－	－	－	89	89	－	89
外部顧客への売上高	13,681	14,070	27,751	1,616	29,367	－	29,367
セグメント間の内部売上高又は振替高	－	－	－	－	－	－	－
計	13,681	14,070	27,751	1,616	29,367	－	29,367
セグメント利益又は損失(△)	1,145	△476	668	164	833	△1,267	△434

（注）１．「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、住宅販売時に付随して発生するサービスの提供等を含んでおります。

２．セグメント利益又は損失の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり、主に各報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

３．セグメント利益又は損失は、中間連結財務諸表の営業損失と調整を行っております。

４．セグメント資産、負債その他の項目については、経営の意思決定上、各セグメントに配分していないため記載しておりません。

当中間連結会計期間（自　2023年４月１日　至　2023年９月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他（注）1	合計	調整額（注）2	中間連結財務諸表計上額（注）3
	分譲事業	注文事業	計				
売上高							
一時点で移転される財	13,523	－	13,523	1,392	14,916	－	14,916
一定の期間にわたり移転される財	－	10,945	10,945	－	10,945	－	10,945
顧客との契約から生じる収益	13,523	10,945	24,469	1,392	25,862	－	25,862
その他の収益	－	－	－	76	76	－	76
外部顧客への売上高	13,523	10,945	24,469	1,469	25,939	－	25,939
セグメント間の内部売上高又は振替高	－	－	－	－	－	－	－
計	13,523	10,945	24,469	1,469	25,939	－	25,939
セグメント利益	750	521	1,272	76	1,348	△1,184	164

（注）１．「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、住宅販売時に付随して発生するサービスの提供等を含んでおります。

２．セグメント利益の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり、主に各報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

３．セグメント利益は、中間連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

４．セグメント資産、負債その他の項目については、経営の意思決定上、各セグメントに配分していないため記載しておりません。

【関連情報】

前中間連結会計期間（自　2022年４月１日　至　2022年９月30日）

１．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（１）売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当中間連結会計期間（自　2023年４月１日　至　2023年９月30日）

１．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（１）売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間（自　2022年４月１日　至　2022年９月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自　2023年４月１日　至　2023年９月30日）

当社グループは固定資産の減損損失について報告セグメント別には配分しておりません。減損損失の金額及び内容は、注記事項の中間連結損益計算書関係にて同様の情報が開示されているため記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間（自　2022年４月１日　至　2022年９月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自　2023年４月１日　至　2023年９月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間連結会計期間（自　2022年４月１日　至　2022年９月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自　2023年４月１日　至　2023年９月30日）

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

	前連結会計年度 （2023年３月31日）	当中間連結会計期間 （2023年９月30日）
１株当たり純資産額	300円93銭	327円98銭

	前中間連結会計期間 （自 2022年４月１日 至 2022年９月30日）	当中間連結会計期間 （自 2023年４月１日 至 2023年９月30日）
１株当たり中間純利益又は１株当たり中間純損失（△）	△7円98銭	26円08銭

（注）１．潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

２．１株当たり中間純利益又は１株当たり中間純損失（△）の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 （自 2022年４月１日 至 2022年９月30日）	当中間連結会計期間 （自 2023年４月１日 至 2023年９月30日）
親会社株主に帰属する中間純利益又は 親会社株主に帰属する中間純損失（△）（百万円）	△296	958
普通株主に帰属しない金額（百万円）	－	－
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益又は 親会社株主に帰属する中間純損失（△）（百万円）	△296	958
普通株式の期中平均株式数（株）	37,174,876	36,761,923

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

（2）【その他】

該当事項はありません。

第７【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第１【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2023 年 12 月 15 日

株式会社アイダ設計
　取締役会　御中

四谷監査法人
　東京都千代田区

指定社員
業務執行社員　公認会計士　田口　邦宏

指定社員
業務執行社員　公認会計士　野田　高廣

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第３項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイダ設計の2023年４月１日から2024年３月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2023年４月１日から2023年９月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アイダ設計及び連結子会社の2023年９月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2023年４月１日から2023年９月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・　中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

・　中間連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）上記の中間監査報告書の原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。